附　則

（機構の行う特別債券の発行等の認可）

第四条　機構は、法附則第四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　特別債券の発行の業務　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

二　特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払の業務　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

三　特別債券の引受けに要する資金に充てるための無利子の資金の貸付けの業務　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

（機構の行う会社等への助成金の交付等の認可）

第五条　機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法附則第五条第一項第一号に規定する助成金の交付の業務　次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

二　法附則第五条第一項第二号に規定する資金の出資の業務　次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

三　法附則第五条第一項第三号に規定する債権の出資の業務　次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

2　機構は、前項第一号（イを除く。）、第二号ロ若しくはホ又は第三号ニに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3　（略）

（機構の行う利子補給金の支給の認可）

第六条　（略）

2　機構は、前項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十三条第三項及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第五項において準用する同令第十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土地収用法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

附　則

（機構の行う特別債券の発行等の認可）

第四条　機構は、法附則第四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　特別債券の発行の業務

イ～ニ　（略）

二　特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払の業務

イ・ロ　（略）

三　特別債券の引受けに要する資金に充てるための無利子の資金の貸付けの業務

イ～ニ　（略）

（機構の行う会社等への助成金の交付等の認可）

第五条　機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法附則第五条第一項第一号に規定する助成金の交付の業務

イ～ホ　（略）

二　法附則第五条第一項第二号に規定する資金の出資の業務

イ～ホ　（略）

三　法附則第五条第一項第三号に規定する債権の出資の業務

イ～ニ　（略）

2　機構は、前項第一号ロ若しくはホ、第二号ロ若しくはホ又は第三号ニに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3　（略）

（機構の行う利子補給金の支給の認可）

第六条　（略）

2　機構は、前項第二号又は第五号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。

3　（略）